

# 青森県報

第三千六百八十六号

平成二十五年  
五月一日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により知事が定める法人の一部改正……………(総務学事課) …… 一

青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人の一部改正……………(同) …… 一

生活保護法による指定施術者の住所変更の届出……………(健康福祉政策課) …… 一

救急病院の廃止……………(医療業務課) …… 二

救急病院の設置……………(同) …… 二

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) …… 二

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情システム課報) …… 三

右 ……(同) …… 三

右 ……(同) …… 三

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) …… 四

建設業者の許可の取消し……………(東青地民局) …… 四

右 ……(三八地民局) …… 四

右 ……(同) …… 五

## 告

## 示

青森県告示第三百七十三号

平成十二年四月一日青森県告示第二百八十五号(青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表社団法人青い森農林振興公社の項を削る。

青森県告示第三百七十四号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号(青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表社団法人青い森農林振興公社の項を削る。

青森県告示第三百七十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
	小泉 千穂	氏 名
八戸市根城一丁目一八の八 八戸市根城八丁目一五の八 八戸市根城八丁目一五の八 八戸市根城八丁目一五の八 八戸市根城八丁目一五の八	八戸市根城一丁目一八の八 八戸市根城八丁目一五の八 八戸市根城八丁目一五の八 八戸市根城八丁目一五の八 八戸市根城八丁目一五の八	住 所
健康長者鍼灸マツサイジ院	健康長者鍼灸マツサイジ院	施術所の名称
八戸市大字沢里字沢里山一六の四八	八戸市大字沢里字沢里山一六の四八	施 術 所 地 の
平成 二五・二六		年 月 日 更

青森県告示第三百七十六号

次の医療機関の開設者から救急業務に關し協力する旨の申出の撤回があつたことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなつたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成二十五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	メディカルコート八戸西病院	所 在 地	八戸市大字長苗代字中坪七七
-----	---------------	-------	---------------

青森県告示第三百七十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	メディカルコート八戸西病院	所 在 地	八戸市大字長苗代字中坪七七	認定の有効期限	平成二十八年三月三十一日
-----	---------------	-------	---------------	---------	--------------

青森県告示第三百七十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所所在地	障害児通所支援の種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人藤聖母園	青森市奥野三丁目七の一	療育支援センターおおしみず	弘前市大字清原四丁目一七の一	平成二五・四・一		
特定非営利活動法人あいうゆ	北津軽郡板柳町大字館野越字早稲田五四の二	こどもの岬センター	弘前市大字笹森町三七の二一			
特定非営利活動法人光の岬福祉研究会	弘前市大字笹森町三七の二一	児童デイサービスきらり	弘前市大字駒越字平田二の三			
特定非営利活動法人子ボカタつむり	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福本四	デイサービスピカたつむり	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福本四			
特定非営利活動法人結	平川市原田村元一〇四	児童発達支援	平川市原田村元一〇四			
指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所所在地	障害児通所支援の種類	名称	所在地	指定年月日
放課後等デイサービス	児童発達支援	指定放課後等デイサービス事業所	指定放課後等デイサービス事業所	平川市原田村元一〇四		

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

② プログラム・プロダクトの賃貸借（レンタル） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

六 契約金額

七千七百六十四万二千二百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

電子計算機による業務処理委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七

六 契約金額

四千五百八十六万四千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

全庁LANサポートデスク業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策情報システム課

青森市長島一丁目一の

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

六 契約金額

二千七百九十七万二千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十五年四月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人三戸町観光協会

三 代表者の氏名

藤村 立夫

四 主たる事務所の所在地

三戸郡三戸町大字在府小路町四三

五 定款に記載された目的

この法人は、三戸町及び近隣の地域における観光資源の保存、紹介並びに観光客の誘致による観光振興に関する事業を行い、観光及び文化の向上と地域の活性化に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小山内板金製作所

二 氏名 小山内 喜代司

三 主たる営業所の所在地 青森市篠田二丁目二六の一九

四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第一〇〇二三〇号

五 取消年月日 平成二十五年四月九日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根、板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東北モートル株式会社
- 二 代表者の氏名 橋本 芳行
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市八太郎二丁目一の二九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一〇四九六号
- 五 取消年月日 平成二十五年三月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 鋼構造物、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十五年三月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 築瀬工務店
- 二 氏名 築瀬 武造
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字糠塚字蟹沢三三三の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一五四〇四号
- 五 取消年月日 平成二十五年三月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭